

長野市（保健福祉部）プレスリリース

令和5年11月27日

「食品、添加物等の年末一斉取締り」を実施します

～食品流通量が増加する年末に、食中毒防止のため取締りを強化します～

食品の流通が増加する年末に、食品取扱施設における衛生管理の徹底を図るため、長野市保健所では、下記のとおり一斉取締りを実施します。

冬期に増加するノロウイルス食中毒のほか、カンピロバクター、アニサキス、ウエルシュ菌等による食中毒発生防止対策について重点的に指導を行います。

1 実施期間

令和5年12月1日（金）から12月28日（木）まで

2 実施方法

(1) 施設に対する立入検査を強化します。

大量調理施設、食肉等を取り扱う施設、魚介類及びその加工品を製造・処理及び販売する施設等

(2) 食品等事業者及び消費者への注意喚起を行います。

ノロウイルス、カンピロバクター、アニサキス、ウエルシュ菌食中毒等の予防

(3) 食品の表示の確認及び収去検査^{*}を実施します。

^{*}収去検査：食品衛生法に基づいて保健所が行う食品等の抜き取り検査

3 期間中の計画

R5年度 計画	監視指導		収去検査	
	監視件数	300	検体数	
			内 訳	
			国内食品	20
			輸入食品	18
				2

【12月1日（金）の立入予定】

午前9時30分から、ながの東急（長野市南千歳1丁目1-1）を立入検査します。取材を希望される場合は、事前に長野市保健所食品生活衛生課までご連絡ください。

ながのご縁を



信都・長野市

保健福祉部長野市保健所食品生活衛生課

（課長）大河内 雅彦

（担当）金木 信吾

電話：直通 026-226-9970

FAX：026-226-9981

E-mail：h-seikatu@city.nagano.lg.jp